



# 鳥取県公報

平成 21 年 5 月 15 日 (金)  
第 8092 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (347) (福祉保健課) . . . . . 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (348) (景観まちづくり課) . . . . . 2
	県営住宅の水道及び下水道の施設の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託 (349) (住宅政策課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (350) (経営支援チーム) . . . . . 3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (351) (水産課) . . . . . 4
	包括外部監査契約の締結 (352) (行政監察室) . . . . . 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (353) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (354) (〃) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (355) (〃) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (356) (〃) . . . . . 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (357) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) . . . . . 6
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) . . . . . 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第347号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
湯梨浜町長	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	湯梨浜町地域包括支援センター	東伯郡湯梨浜町大字久留19-1	平成21年4月6日

## 鳥取県告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
羽合都市計画下水道 湯梨浜町公共下水道  
東郷都市計画下水道 湯梨浜町公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県告示第349号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成21年度以降における鳥取県営住宅の水道及び下水道の施設の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
特定非営利活動法人パーソンズサポート
- 2 委託期間  
平成21年4月1日から平成24年5月31日まで

**鳥取県告示第350号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルイ両三柳店

米子市両三柳58-2、58-9、58-10

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルイ 岡山県津山市一方228 代表取締役 松田 欣也

コスモスフーズ株式会社 岡山県勝田郡勝央町岡22-1 代表取締役 小林 新一

有限会社バックス 岡山県津山市一方228 代表取締役 岡崎 史郎

株式会社タカラブネ 京都府久世郡久御山町佐山37-1 代表取締役 新開 純也

有限会社さくらカメラ 岡山県津山市京町59 代表取締役 野々上 美樹

変更後 株式会社マルイ 岡山県津山市一方228 代表取締役 松田 欣也

株式会社ランディーズ 岡山県津山市一方228 代表取締役 小林 新一

有限会社男山 米子市両三柳58-2 代表取締役 吉田 育史

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

## イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時45分から午後10時30分まで

変更後 午前8時45分から午後10時30分まで

## 3 変更する年月日

平成21年5月1日

## 4 届出年月日

平成21年3月23日

## 5 変更に係るもの以外の事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,909㎡

## (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 163台

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 10台

## ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 66㎡

- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
（ア）位置 6の書類に記載のとおり  
（イ）容量 46.1m<sup>3</sup>
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（ア）出入口の数 3か所  
（イ）位置 6の書類に記載のとおり  
イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後6時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成21年5月15日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市鞆町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県民局  
米子市加茂町一丁目1  
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出  
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第351号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山加入区及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

---

**鳥取県告示第352号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 米子市旗ヶ崎二丁目14-41  
氏名 勝部 不二夫

- 2 契約期間の始期 平成21年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 1,050万円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

**鳥取県告示第353号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
日本土地株式会社 代表取締役 岸本知行	鳥取市吉方温泉一丁目455	吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉二丁目502	通所介護	平成21年5月8日

**鳥取県告示第354号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
岩美町 岩美町長 榎本 武利	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富652	居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション	平成16年4月29日

**鳥取県告示第355号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
日本土地株式会社 代表取締役 岸本知行	鳥取市吉方温泉一丁目455	吉方温泉友和苑	鳥取市吉方温泉二丁目502	介護予防通所介護	平成21年5月8日

**鳥取県告示第356号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
岩美町 岩美町長 榎本 武利	岩美郡岩美町大字浦富675-1	岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富652	介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問リハビリテーション	平成16年4月29日

**鳥取県告示第357号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ナーシングピアひこな	米子市彦名町1210-1	短期入所	平成21年5月1日

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第9号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成21年5月15日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成21年5月19日（火）午後1時45分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成22年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
  - (2) その他

## 監 査 委 員 告 示

### 鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である勝部不二夫の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

鳥取県監査委員	山 本 光 範
鳥取県監査委員	米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員	伊 木 隆 司
鳥取県監査委員	山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員	伊 藤 保
鳥取県監査委員	稲 田 寿 久

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
村山 敏隆	米子市宗像15-13	平成21年6月1日から平成22年3月31日まで
矢野 年宏	米子市永江603	〃

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成21年5月15日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
  - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成21年6月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
	同月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎4階第33会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地为管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑